

13. 役員候補選出管理委員会細則

(総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5－8団地管理規約第57条の規定に基づき、組合の役員選任の円滑化のため、本委員会を設立するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 本委員会はエステート落合5－8団地管理組合役員候補選出管理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 委員会は規約第37条に規定する役員の選任を円滑に行うことを目的とする。

(組織構成)

第4条 委員会はブロック委員の中から3名を選出し、委員の互選により委員長を選出する。

(任 期)

第5条 委員会は、組合役員の任期が満了する90日前までに組織する。

2 委員会は総会における役員選出の決議完了をもって解散する。

(業 務)

第6条 委員会は、役員候補の受付、及び候補者名簿の作成等を行う。

2 委員会の設置については、広報により組合員に公示しなければならない。

(選出割当方法)

第7条 役員候補は理事8名、監事1名の計9名を基本とする。

2 役員の候補は、下記に示す9つのブロックから選出することを基本とする。ただし、ブロックから役員候補を選出できない場合は、他ブロックから選出することができるものとする。

ブロック	号 棟	戸 数	ブロック	号 棟	戸 数
1	1	30	6	17	25
2	2	40	7	18	24
3	3～7	26	8	19	40
4	8～14	36	9	20	30
5	15～16	32	合 計		283

附 則

この細則は、2026〔令和8年〕5月18日から施行する。

（2009〔平成21〕年 5月10日 制定）

（2010〔平成22〕年 3月 7日 改正）

（2020〔令和 2〕年 2月 9日 改正）

（2023〔令和 5〕年12月17日 改正）

（2026〔令和 8〕年 5月17日 改正）